

運 営 規 程

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人永寿会が経営するケアハウス見晴台(以下「ケアハウス」という)の管理運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と、入居者の生活の安全と充実を図ることを目的として定めるものである。

(管理運営方針)

第 2 条 ケアハウス運営にあたっては、入居者に対し「入居契約書」に定めたとおりのケアを誠実に行うとともに、入居者が生活上の諸事について自分の意思で主体的に選択し決定しながら自立的な暮らしを営んで行くことができるよう配慮し支援していくことを基本方針とする。

(定 員)

第 3 条 ケアハウスの定員は 20 名とする。

(入居者の資格要件)

第 4 条 施設に入居できるものは、次の各号に該当する者とする。

- (1) 自炊ができない程度の身体機能の低下が認められ、または高齢等の為独立して生活するには不安が認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な者。
- (2) 原則として 60 歳以上の者とする。ただし、60 歳以上の配偶者と利用する者については、その限りではない。
- (3) 介護保険等による在宅サービスを利用することによって、自立した日常生活の維持が可能である者。

(利用料等)

第 5 条 ケアハウスの利用料(別紙)等は、国の定める基準に基づき理事長が定めるものとする。

2 居室内での電気、水道、お湯の料金は、使用実績により実費徴収するものとする。

(1 か月の電気、水道、お湯の合計額は、6,000 円程度)

第 2 章 職 員 及 び 職 務

(職員の区分及び定数)

第 6 条 ケアハウスには、次の職員をおく。

- 1, 施設長(兼務) 1 名
- 2, 生活相談員 1 名
- 3, 介護職員 1 名以上
- 4, 事務員 1 名

(職 務)

第 7 条 施設長は、理事長の命を受け、所属職員を指揮監督し、ケアハウスの業務を

- 統括する。
- 2 職員は施設長の命を受け、それぞれの業務に従事する。
 - 3 職員の職務分掌は、別に定める。

第 3 章 施設利用の留意及び重要事項

(入居手続き)

- 第 8 条 ケアハウスへの入居希望者は、定められた入居申込書に必要事項を記載し提出しなければならない。
- 2 施設長は、入居申込書の提出があったときは、その内容を確認のうえ、入居申込者名簿に登録するものとする。

(入居希望者の面接調査)

- 第 9 条 入居希望者の調査は、本人及び身元保証人との面談により行うものとする。
- 2 前項の調査では、ケアハウスを運営する側として必要最低限把握しておくべき範囲内で、入居希望者の尊厳に配慮しながら、これまでの生活状況・健康状態等について聴取する。
 - 3 面接調査の結果については、入居を認めた者、認められなかった者、いずれの者に対しても、遅滞なく通知することとする。

(入居の手続き)

- 第 10 条 入居を承認され、その旨の通知を受けたものは、15 日以内に、次の書類を施設長に提出しなければならない。
- 1、入居契約書
 - 2、利用料認定に関する資料
 - 3、その他、施設長が特に必要と認めた書類。

(入居者台帳の整備)

- 第 11 条 入居者に対しては、入居時の健康診断を行うとともに、本人のこれまでの生活状況、家族状況等を入居者台帳に記録し、入居後の健康管理、相談、助言等に備えるものとする。

(退 居)

- 第 12 条 入居者は、ケアハウスを退居しようとするときは、1 か月前までに、施設長に退居届を提出しなければならない。

(死 亡)

- 第 13 条 施設長は、入居者が死亡したときは、身元保証人に連絡する等必要な措置をとるものとする。

(入居の取消)

- 第 14 条 施設長は、入居者が次の各号に該当したときは、入居契約を解除し、入居を取り消すことができる。
- 1、虚偽の届け出を行って入居した場合。
 - 2、利用料事務費認定にあたって提出書類に虚偽の事項を記載し申告した場合。

- 3、認め得る理由無く利用料等を滞納した場合。
- 4、施設長の承認を得ることなく建物、設備の造作、模様替えを行い、求められても現状を回復しない場合。
- 5、介護を必要とする状態となり、必要な介護を受けることができず、ケアハウスでの生活が著しく困難であると認められるに至った場合。
- 6、身体的、精神的な疾患等により、他の入居者の生活、健康に重大な影響を及ぼす恐れがあると認められた場合。
- 7、その他、入居契約の条項に違反し、施設長の指示、指導に従わない場合。

(外出及び外泊)

第 15 条 入居者は遠隔地に外出しようとするとき、または、外泊しようとするときは、行き先と戻る予定日時を施設長もしくは生活相談員に外出、外泊届けを出さなければならない。

(来訪者の宿泊)

第 16 条 入居者は、親族、知人等の来訪者を居室に宿泊させるときは、その旨を外来者宿泊届(書類)を提出し施設長の承認を得ること。

(身上変更の届出)

第 17 条 入居者は、入居後の身上に関する事項に重要な変更が生じたときは、その旨を施設長に届け出るものとする。

第 4 章 サービスの内容

(基本原則)

第 18 条 入居者に対するケアについては、社会福祉法人永寿会の定款に掲げる「目的」を基本原則とし、執り行ってゆく。一人一人の入居者がケアハウスにおいて生活も様式も内容も可能な限り自己の意志で選択し決定していくことができるよう配慮し援助していく。

(食 事)

第 19 条 入居者に対し、食堂において、1 日 3 度食事を提供する。ただし、予め食事をしない旨の申し出があった場合には提供しなくてもよい。

2 毎月 1 回月末に翌月の献立等につき施設長・入居者代表・調理責任者とのあいだで検討会を開催することとする。

(生活相談)

第 20 条 入居者から要望があるときは、各種の相談に応じ誠意をもって助言をし援助する。また、必要があるときは、行政や関係各機関への紹介をし、手続き等の援助を行う。

(健康管理)

第 21 条 年 1 回入居者の健康診断を行う。健康診断はどの医療機関で行っても良いがその結果は施設に知らせるものとする。その費用については本人が支払うこと。それとは別に、必要に応じて随時、健康相談に応じ、疾病の予防と早期発見・治療・療養ができるよう配慮していく。

2 入居者が病気・負傷等で通院・入院を要するような場合は、希望があれば責任をもって契約する医療機関に紹介する。

(感染症対策)

第 22 条 施設において感染症又は食中毒が発生し、または蔓延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- 1、施設において介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びに蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(生活援助)

第 23 条 入居者が、入居後において心身の故障・病気等で介護を要するようになった場合には、本人の意思・意向を確かめながら、外部からの在宅福祉サービス等を受けられるよう必要な手続きを行う。

(地域社会との仲立ち)

第 24 条 施設長以下職員は、入居者が地域社会の一員としての自覚を持ち、地域の人々と交流し親睦を深めて行くことができるよう、様々な方法で仲立ちをしていくよう努めることとする。

(施設内の禁止行為)

第 25 条 入居者及び職員は施設内で次の行為をしてはいけない。

- 1、けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。
- 2、宗教習慣等により、自己利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること。
- 3、指定した場所以外で火気を用いること。
- 4、施設の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害すること。
- 5、故意又は無断で、施設又は備品に損害を与え、またはこれらを施設外に持ち出すこと。

(虐待の防止)

第 26 条 施設は、入居者の人権擁護・虐待の発生又はその再発を防止するための次の措置を講ずるものとする。

- 1、介護職員に対し虐待防止のための研修を定期的実施する。
- 2、虐待防止に関する責任者の選定。
- 3、苦情解決体制の整備。

第 5 章 非常時・災害時の対策

(非常時・災害時の対策)

第 27 条 施設長は、火災・地震・風水害等非常事態に備え、消火・避難・救出等に関する計画を定め、定期的に(年2回以上)訓練及び研修を実施する等の対策を講じるとともに、入居者が常に防火・防災に心掛けるよう監督・指導しなければならない。

2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(火気取締)

第 28 条 施設長は、職員の中から消防法に定められた防火管理者を選任しなければならない。

第 6 章 夜 間 管 理 体 制

(当 直)

第 29 条 施設長は、ケアハウスに管理人を置き、管理人をして夜間の当直にあたらせるとともに、入居者の安全と緊急時に適格・迅速に対処するため、隣接する消防・医療機関等関係機関との間に密接な連携を保ちその協力が得られるよう不断に努めていかなければならない。

第 7 章 雑 則

(補 則)

第 30 条 この運営規程の改廃は、施設長が、社会福祉法人永寿会の理事長の決済を経て行うことができる。

付則

- ・この運営規程は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。
- ・この一部を改正する規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
- ・この一部を改正する規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
- ・この一部を改正する規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
- ・この一部を改正する規程は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。
- ・この一部を改訂する規定は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。